

コメントの概要及びそれに対する公認会計士・監査審査会の考え方

コメントの概要	考え方
I 報告徴収及び検査の相互依拠	
監督体制の比較など同等性の評価においては柔軟なアプローチを採用していただきたい。	「外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)」に対する「コメントの概要及びそれに対する金融庁・審査会の考え方」(以下「考え方に対するパブコメへの回答」といいます。)で示したとおり、同等性については、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して、評価を行う方針であり、また、評価に当たっては、形式的な要件にとどまらず、実効性についても十分に配慮した上で、国別に検討していきたいと考えています。
審査会には、外国当局との間で部分的な依拠でもよいから協力的関係を構築していただきたい。	「考え方に対するパブコメへの回答」で示したとおり、外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、相互依拠に基づくことを前提として実施していくこととしたいと考えています。
相互依拠の条件が満たされているにもかかわらず、法律上の障害のために当局間での情報共有ができない場合に、情報を得るための代替経路として外国監査法人等を利用すべきでない。	ご質問の「法律上の障害のために当局間での情報共有ができない場合」には、そもそも相互依拠のための条件が満たされないものと考えています。
II 報告徴収及び検査の目的等	
1. 目的	
報告徴収は外国会社等財務書類に係る監査業務に焦点を絞って行われることを基本指針で明確にしていきたい。	「考え方に対するパブコメへの回答」で示したとおり、報告徴収・検査に当たっては、外国会社等財務書類に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国会社等財務書類に係る個別監査業務に加え、監査事務所全体における品質管理体制も確認・検証する必要がありますが、報告徴収・検査に当たっては、効率化と対象先の負担軽減に配慮したものとすることを考えています。
審査会の行う検査と報告徴収は、外国会社等財務書類に係る監査業務に関する監査の質を確保させるためのものに限定すべき。	
3年に1度の報告徴収を特定の監査業務又は問題に限定することを基本指針で明記していただきたい。	
外国会社等財務書類に係る監査に関連する情報の範囲を超えて、情報を求めないことを基本指針で明確にすべき。	
3. 外国当局との協力関係	
審査会と外国当局は、その両方の機関の検査計画を理解するため、報告徴収・検査計画を実施する前に、よく意思疎通を図るべきである。	「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針(案)」(以下「基本指針案」といいます。)で示したとおり、外国監

外国監査法人等の母国の法律の許す範囲内で、母国監督当局の検査との調整が確実に行われるよう全ての合理的な段階を踏んでいただきたい。	査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するために、当該国当局との間において協力関係の充実を図る必要があるものと考えています。
III 報告徴収	
1. 報告徴収の概要	
報告徴収で要求されている情報の中には、審査会にもたらされる利益に比して、外国監査法人等に非常に重い負荷を課すものがある。	ご意見や報告徴収の効率化と報告徴収先の負担軽減に配慮するとの観点から、「基本指針案」の「VIII 報告徴収事項一覧」に記載された事項について、改めて精査・検討し、その一部については提出を求めないこととしました。なお、詳細については、「VIII 報告徴収事項一覧」に対するコメントの概要に対する審査会の考え方をご参照ください。
求めている情報の多くは、適切な監査業務実施の確保と業務の質の向上という目的には不要である。 ①一般公開情報、②国際品質管理基準に関する一般的な情報、そして③外国会社等のみに対する監査証明業務に関する情報に求めるべき情報を制限するように求める。	
報告徴収では、届出書類関係の更新情報などの情報を求め、それらを元に検査対象先の外国監査法人等を選定すればよい。広範囲の情報については、検査を行うことが決まってから求めるべき。	
報告徴収では、まず作業負担及び取り扱いに制約の少ない情報を集めて、予備的な検査対象先の選定を行い、その上で検査対象先として選定された外国監査法人等から追加情報を求めるという2段階の方法をとるべき。	
定期的な報告徴収以外の報告徴収が行われる場合について基本指針でより明確にすべき。	基本的には、定期的な報告徴収を実施することで足りるものと考えていますが、定期的な報告徴収のほかに、審査会が必要かつ適当と認める場合には、「その他の報告徴収」として、必要な情報を求めることができることを明示したものです。
3. 使用する言語	
報告徴収の全てを英語で提出できることを明記していただきたい。	「基本指針案」で示しているとおり、報告徴収において外国監査法人等が提出する書面は、日本語のみならず英語で作成することも可能としています。
どのような場合に現地語での既存資料の提出や、外国監査法人等の情報についてウェブサイトを参照させることが許されるのか明確にされたい。	「基本指針案」で示しているとおり、審査会が認める場合には、該当する情報が記載された書面の提出に代えて、ウェブサイト上に掲載された資料を含めて、既存の資料の提出を認めることにしています。 なお、日本語又は英語以外の言語で記載された既存の資料については、その内容を正確に把握するために、範囲を指定した上で、日本語又は英語による翻訳
外国監査法人等に既存資料の翻訳を求めるべきではない。	

	文の提出を求めることを併せて明示しています。
4. 理由書の提出	
提出を求められている情報の中には、外国監査法人等に非常に重い負荷を課す情報要求や、慎重に取り扱うべき性質の情報であり、提出することにより外国監査法人等が甚大な法律上のリスクにさらされることになるものがある。	「基本指針案」で示しているとおり、理由書が提出された場合には、当該理由書の提出をもって、提出を求められている情報が記載された書面の提出に代えられることになるものと考えています。 なお、法律専門家の法律意見については、審査会として理由書に記載された法令の内容を正確に理解するために、記載していただくこととしたものです。 また、新たに、外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令による場合に加えて、法令に準ずる判例等の事情により、提出を求められている事項を記載することができない場合についても、理由書の提出を可能とするために、「基本指針案」を修正することとしました。
法律意見書に基づいて、情報の提出が自国の法律に違反することになる、あるいは、母国での法律上の権利にネガティブな影響を与えると外国監査法人等が考えることが合理的である場合には、当該情報の提出を差し控えられることを基本指針で明確にしていきたい。	
審査会は、外国当局も含めた第三者への機密情報開示に対し母国の法令諸規則下で付与された保護を尊重すべきである。	
検査実施の要否の判断に考慮されない情報であるにもかかわらず、提出できない理由に関する法律意見書の添付を求めた場合、費用がかさむだけの手続に終わってしまうことになりかねない。	
外国監査法人等が当該情報を提出できない差し控えたことに有効な法的根拠を持っており、そのような法的な根拠が存在することを審査会へ主張することで十分であり、法律意見書の提出までは必要ないものとする。	
第三者の許可等を得られなかった場合、外国監査法人等として当該許可等を得るために合理的な努力を尽くした場合には、情報の提出を拒めることを基本指針で明示していきたい。	「基本指針案」で示しているとおり、「第三者の許可等を得るために講じた措置及び許可等を得られなかった理由」が理由書に記載されており、その措置等が合理的なものと認められる場合には、理由書の提出をもって、提出を求められている情報が記載された書面の提出に代えられることになるものと考えています。
IV 検査	
1. 検査事項及び検査方法	
審査会は、外国監査法人等が母国の法律を遵守しているかどうかについて、検証する意図がないことを基本指針で明確にされたい。また、外国会社等財務書類に係る監査業務がISAやISQC1によって行われていないかもしれないので、「適用される限りにおいて」と付記すべき。	「基本指針案」で示しているとおり、検査においては、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務(以下「監査証明業務相当業務」といいます。)が、当該業務を行うに当たり準拠すべき法令(外国の法令を含む。)及び監査の基準に準拠して実施されているかどうかについて、確認・検証を実施する必要があるものと考えています。

2. 検査対象先の選定	
審査会がどのように検査先を決定するのかについて、外国監査法人等がよく理解することは有用である。	「基本指針案」で示しているとおり、報告徴収により入手した情報やその他の情報についての分析を行い、外国監査法人等における、監査証明業務相当業務が適切に行われているか、業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により検証・確認する必要があると認められる場合に、検査を実施するものであり、たとえば、固定した周期で検査を実施することは考えていません。
選定には、被監査会社の数や規模を考慮するなど、リスク・ベース・アプローチの観点を考慮いただきたい。	
届出書を提出したすべての外国監査法人等に対する検査が必要というわけではなく、また、検査は固定された3年周期で行われる必要はないことを基本指針に記載していただきたい。	
(2. の「なお書き」は、)審査会が、外国監査法人等への報告徴収や当該国当局との協議なく検査に取り掛かることを可能にする規定であると懸念される。	「基本指針案」で示しているとおり、審査会としては、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報があるような場合には、報告徴収を実施することなく、検査を実施することがあることを明示したものです。 なお、検査の実施に当たっては、その実施に先立ち、原則として、当該国当局に通知するなどの措置をとることになります。
4. 検査実施の留意事項	
検査では現地語の使用を標準とすべき。少なくとも、英語の使用を認めることを求める。	「基本指針案」で示しているとおり、原則として日本語によることとなりますが、英語の使用については、外国監査法人等の負担軽減や検査の効率化の観点から、たとえば、外国監査法人等における監査証明業務相当業務の状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合に使用するなど、適切に対応したいと考えています。
業務の状況や品質管理システムの整備・運営状況に関連するもののみならず、全ての検査関係の応答や議論において英語の使用を認めることを、明確にするよう強く求める。	
検査で発見された問題点について、外国監査法人等に与えられるコメント期間を基本指針に明記していただきたい。	「基本指針案」で示しているとおり、検査の過程で発見された問題点(指摘事項)については、必要に応じて、これを記載した文書を外国監査法人等に交付した上で、外国監査法人等の認識の記載を求めるとともに、立入検査の終了までに、認識の相違の有無について十分な議論を行う時間を確保することを考えています。
検査の実施が困難な状況になったとき、審査会はどのような考え方で検査の早期中止の判断に至るのか明確にされたい。	ご指摘のとおり、検査の実施が困難な状況は通常想定されないことから、「基本指針案」の「(11) 問題発生時の対応」については削除することとします。
5. 検査資料の徴求	

基本指針には検査官は外国監査法人等から現物を借用できるとあるが、審査会が書類の写しではなく、原本を持ち出す必要があるとは思えない。	立入検査は、原則として、外国監査法人等の事務所において現物の検証等を行うものであり、検査官が当該事務所外に持ち出すことは考えておりません。したがって、誤解を回避するためにも、「基本指針案」の「IV 検査 5. 検査資料の徴求」について、用語の修正を行うこととします。
7. 検査事項に係る意見交換等	
外国監査法人等には、検査結果通知書の内容が確定する前に検査結果通知書案の記載内容に意見を述べる機会が与えられるべきである。	「基本指針案」で示しているとおり、検査の過程で発見された問題点（指摘事項）については、必要に応じて、これを記載した文書を外国監査法人等に交付した上で、外国監査法人等の認識の記載を求めるとともに、立入検査の終了までに、認識の相違の有無について十分な議論を行う時間を確保することを考えています。 また、外国監査法人等は、問題点等が記載された文書について、当該文書の検討等に必要な期間を考慮した期限までに、審査会事務局長あてに意見書を提出することができます。 さらに、意見書に記載された意見等は、審査会に説明され、審査会は、問題点等に加えて当該意見等を考慮の上、外国監査法人等に交付する検査結果通知書（問題点等を記載したもの）を作成することとなります。
問題点の発見とそれに関する検査対象先の対応の機会、その内容の通知と対応のために付与される期間も含めた、審査会の具体的な手続について、基本指針でもう少し明確にしていきたい。	
基本指針では、指摘事項を記載した文書、検査結果通知書及び勧告書の書類の違いとその相互関係を明確にしていきたい。また、これらの各文書について、外国監査法人等と十分な協議が行われ、検査結果通知書には外国監査法人等の意見が反映される旨明確にしていきたい。	
外国監査法人等作成の意見書は、最終的に検査結果通知書に（組み込まれるとして）どのように組み込まれるのかについての詳しい指針を提供していただきたい。	
①問題点が記載された文書について外国監査法人等が意見書を提出できる合理的な期間、及び、②問題点に対処するために当該外国監査法人等でとるべき措置が当該文書に明示される場合には当該措置を実施するために付与される合理的な期間（たとえば1年）を具体的に示していただきたい。	
8. 検査結果の通知	
審査会は外国監査法人等の検査実施後、合理的な期間内に検査結果通知書を交付すべきであり、また、当該期間は明確に規定されるべきである。	「考え方に対するパブコメへの回答」で示したとおり、外国監査法人等の検査についても、国内検査と同様に、検査対象先との意見相違等の確認を経た上で、速やかに、検査結果通知書を交付することを考えています。
検査結果通知書は、監査の監督手続の非常に重要な部分であることから、審査会は検査実施後しかるべき期間内に交付していただきたい。	
Ⅴ 検査結果等の取り扱い等	
1. 検査結果等の取り扱い	

検査結果通知書については守秘が保たれ、また、検査対象先の外国監査法人等のみに宛てたものであることを、基本指針の中でもっと強調していただきたい。また、審査会も検査結果や他の検査資料の部外者への開示を禁止されていることを明確化していただきたい。	「基本指針案」で示しているとおり、①審査会は検査結果通知書を公表しないこと、②報告徴収及び検査の実施等に当たって知りえた秘密を漏らしてはならないこと、③報告徴収及び検査に関する情報等をその目的以外には使用してはならないことになっています。
検査の結果発見された問題点を記載した文書についても、検査結果通知書と同様に厳格に守秘されるべきと基本指針に記載していただきたい。	なお、「基本指針案」で示しているとおり、審査会は、勧告に至った事案や監査の質の確保・向上の観点から、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で取りまとめた検査事務の処理状況について公表することとしています。
2. 勧告事案等の公表	
「金融庁への勧告については、公表することに具体的な開示方針上の理由（たとえば、公益又は投資家の保護）がない場合は、これを公開しない」と基本指針に記すことを要望する。	「基本指針案」で示しているとおり、公認会計士法第41条の2に基づき金融庁長官に対して勧告を行った場合には、国内監査法人等の場合と同様、当該事案について、原則として公表することとしています。ただし、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとしています。
特定の問題点の対処において外国監査法人等の改善措置が効果的であると審査会が判断する場合には、審査会及び金融庁はともに、問題点についてのいかなる情報もそれらに関する審査会の勧告書も公表すべきではないし、いかなる第三者（公式な要請に基づく当該外国当局は除く）に対しても開示すべきではないと考える。	
勧告書も機密文書として扱われるべき。	
検査結果通知書や関連する勧告書の公表が審査会もしくは金融庁により行われる場合には常に、外国監査法人等には当該検査結果通知書あるいは勧告書をレビューし、そして（希望する場合には）それらに回答する機会を与えること、及び、外国監査法人等のそうした回答が審査会又は金融庁の開示案に記載（併記）されることを求める。	
勧告の対象となる外国監査法人等には、公開が最終決定される前に、その勧告書案に対して意見を述べる機会が与えられるべきである。	
VI 情報管理上の留意点	
検査のプロセスに関するものは、機密の「入手した情報」と看做され、かつ、いかなる第三者へも漏れることがないように明示されることを求める。	審査会の検査官等の職員には、国家公務員として国家公務員法に基づく守秘義務が課せられており、「基本指針案」においても、①検査官等職員は、報告

日本の法律では、第三者からの開示要請があると監督当局の保有する一定の情報は開示されるようだが、外国監査法人等の報告徴収及び検査に関する守秘義務との関係はどうなっているのかを明らかにすべき。基本指針において、報告徴収及び検査において得られた情報は開示から守られるとの取扱いを明記していただきたい。	徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知りえた秘密を漏らしてはならないこと、②報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用してはならないことが明記されているところです。 また、「考え方に対するパブコメへの回答」で示したとおり、審査会は、外国監査法人等の検査結果通知書を非公開文書としており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく開示請求との関係でも、不開示情報として取り扱うことになります。
外国監査法人等に係る記載がなされた行政文書について開示請求が行われた場合において、当該外国監査法人等に対して意見書を提出する機会を与える場合には、少なくとも 30 日間の期間を付与していただきたい。	
検査結果通知書に含まれる情報は審査会から直接外国当局へ提供される場合があり得ることを基本指針で明らかにされたい。	外国監査法人等の所属する国の当局への情報の提供に関しては、当該国当局との間で締結される情報交換等に係る取極め等において、決定されるものと考えています。
審査会が、審査会以外の当局と報告徴収及び検査において得られた情報を共有した場合、当該他の当局においても当該情報は開示の例外とされるとの取扱いを明確にしていきたい。	「考え方に対するパブコメへの回答」で示したとおり、金融庁の職員が特定の情報を審査会と共有することとなった場合、金融庁の職員も、審査会の職員と同様に、国家公務員として国家公務員法に基づく守秘義務が課せられるほか、外国当局との情報交換の取極め等に基づき、情報の目的外使用が制限されることになります。
審査会が日本以外の監督当局と情報を共有する場合には、当該情報のための保護を求めることを基本指針に明記していただきたい。	また、「基本指針案」の「I 報告徴収及び検査の相互依拠」で示しているとおり、審査会が、外国監査法人等の所属する国の当局との間で情報交換等に係る取極め等により、情報を提供する場合、当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等が要件とされます。
VII 施行日	
基本指針は年内に発効することを見込んでいるようだが、基本指針に盛り込まれた内容の多さを考えると、検査及び報告徴収の実施日は、施行日から少なくとも 12 ヶ月後にすることを明確にしていきたい。	「基本指針」は平成 22 年 1 月 14 日から施行されることになります。 なお、報告徴収及び検査の具体的な実施については、基本指針の公表後、一定の周知期間を確保した上で、行うこととします。

VIII 報告徴収事項一覧（A.は全ての外国監査法人等、B.は上場会社を監査する外国監査法人等が対象）	
A. I. 1. 業務の概況	
「監査制度 (audit system)」の定義がない。	具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載要領として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。 なお、ご質問の「監査制度」とは、公認会計士及び監査法人が、その所属する国において遵守及び準拠すべき法令等及び諸基準、検査監督の制度等を総称したものです。
「監査法人等の目的及び沿革」は届出の添付書類記載事項と同様の情報を求めたものか。	貴見のとおり、届出の添付書類の記載事項と同様のものですが、本項目では、届出以降に変更があったものを含めて記載を求めています。
A. I. 2. 社員等の状況	
外国監査法人等の役員の個人的経歴（「personal history」）の提出を求めているが、これは、職業的経歴（「professional history」）に改めるべきである。	ご指摘のとおり、本項目では職業的経歴の記載を求めていますので、そのように語句を修正します。
個人的な氏名、肩書き、役職の履歴を求めるのは、上級の管理者に限定すべき。	上級かどうかに関わらず、外国監査法人等の運営を担当し、その業務執行について責任を負う者についての記載を求めています。
外国会社等財務書類の監査業務を提供しているパートナーやスタッフの人数に限定しているものと理解してよいか。	外国監査法人等全体の社員等の状況を把握するために必要な情報ですので、外国会社等財務書類の監査業務をしている社員等のみではなく、事務所全体の社員等についての記載を求めています。
A. I. 3. 事務所の状況	
外国会社等財務書類の監査に責任を有するオフィスに限定されるものと理解してよいか。	外国会社等財務書類の監査に責任を有するオフィスに限定して、記載を求めることとしています。
各オフィスの監査顧客数やパートナーの人数は、普段このような数字を定期的に作成していないため、これを作成することは非常に負担が重い作業である。また、このような情報は常に変化しているため、情報の価値は限定的と考える。	外国会社等財務書類の監査に責任を有するオフィスの負担とリソースを把握するために必要な情報であり、会計年度末の数値の記載を求めています。
A. I. 4. 関係会社の状況	
「関係会社等」の定義がない。	具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載要領として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。 なお、ご質問の「関係会社」とは、「外国監査法人等が他の会社等の意思決定等に対して影響を与えることができる場合における当該他の会社等、及び、他の会社等が外国監査法人等の意思決定等に対して影響を

	与えることができる場合における当該他の会社等」を意味します。
A. I 5. 財務の状況	
監査報酬については外国会社等が有価証券報告書に記載しているのだから、それを参照すれば報酬額も分かるし、審査会自ら入手すべき。	本項目は、外国監査法人等の概要を理解するために必要な情報であり、外国監査法人等全体での売上高の内訳の額の記載を求めています。
監査証明業務と非監査証明業務に分けて売上高の情報を要求しているが、メンバーファームによってはこのような情報を持っていないかもしれない。	また、改めて検討した結果、外国会社等財務書類の監査に責任を有するオフィスごとの売上高とその内訳(把握をしている場合)の記載を求めることとしました。
売上高の内訳に関する情報は外国会社等に関するものに限定させていただきたい。外国監査法人等には、外国会社等に係る監査証明業務と非監査証明業務の比率の開示が求められるべき。	
財務計算書の提出を求めることには疑問あり。監査監督当局(あるいは、公の場)に財務計算書を提出することが監査の質を改善するというような証拠はない。	ご意見等を踏まえ、財務計算書については、報告徴収の段階では記載を求めないこととします。
財務計算書については、①提出すべき財務計算書が、IFRS、日本のGAAPあるいは母国のGAAPに準拠して作成された完全な財務計算書であることを求めないこと、②当該財務計算書は監査を受ける必要がないことを明示願いたい。	
A. I 6. 被監査会社の概況(外国会社等に限る)	
新規契約及び契約解除の情報の記載の仕方を明確にさせていただきたい。	本項目の新規契約及び契約解除については、直近3年度中において新たに監査契約を締結してクライアントになった会社等には、備考欄に「新規契約」と記載し、当会計年度中に監査契約を解除してクライアントでなくなった会社等がある場合には、当該会社等の名称及び備考欄に「契約解除」と記載するとともに解除理由について簡単に記載を求めるものです。 なお、被監査会社等の情報については外国会社等に限定することとしました。 具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載要領として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。
A. II 1. 業務の状況	
メンバーファームは求められたような方法でクライアントの数又は分類を把握していないだろう。	監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数等の情報は、外国監査法人等全体での業容の

情報は外国会社等の財務書類に係る監査業務のみに限定すべき。	推移を把握するために必要な情報であり、その記載を求めています。
「新たに開始した」の意味が不明確。	本項目では、過去3会計年度において新しく提供を始めたサービスの分野(サービス・ライン)について、その開始年度と業務の内容の記載を求めています。 具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載要領として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。
「業務の適正」及び品質管理に関して求めている情報が不明確。	「業務の執行の適正を確保するための措置」の項目は、経営管理、法令遵守などの観点からどのような方針と手続が定められ、それらがどのように運用されているか、その概要の記載を求めています。 また、「業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置」の項目は、品質管理のシステムの諸要素ごとに、品質管理基準がどのように外国監査法人等の方針と手続に反映され、どのように運用されているか、その概要を記載する必要があります。 具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載事項として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。
A. II 2. 審査の状況	
審査状況の情報は業務上及び訴訟上の観点から、慎重に扱うべきで、概要の記載に留めるべき。外国監査法人等の審査方針の概要を求めればよいのではないか。	本2項目は、A.II 1.(2)②の小項目と統合し、独立した項目としては削除します。 審査の状況については、審査の方針とともに審査体制の概要の記載を、また、定期的検証の状況については、定期的検証の方針とともに定期的検証を実施する体制の概要の記載を求めることとします。 具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載事項として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。
A. II 3. 定期的検証の状況	
この情報は業務上及び訴訟上の観点から、慎重に扱うべき。概要の記載に留めるべき。その詳細の多くについての議論は、実際に顔を合わせて行われるべきではないか。	
A. II 4. 業務提携の状況	
監査業務に関連した提携がなければ、ここで求めている情報には「ネットワーク」は含まれるが、「業務提携先」は含まれないのではないか。	本項目には、ネットワークを含む業務の提携先を記載する必要がありますが、貴見のとおり、監査業務関連の提携がなければ、結果的にネットワークについて記載することで足りることになります。

A. II 5. 訴訟事件の概要(過去3年間)	
こうした情報を提供してしまうと、当該情報は法律上保護されており、それゆえ係争において開示から守られるとしてきた外国監査法人等の論拠を揺るがしかねない。すでに終結したもの(解決、棄却)で、すでに公開されている範囲内の情報でよいのではないか。	ご意見等を踏まえて、報告事項を明確化しました。 本項目の概要は、外国監査法人等又は社員等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、①過去 3 年間に終結した件数、及び判決又は和解等により当該外国監査法人等が支払うこととなった金額の総額、及び②現在係争中の件数及び支払いの請求を受けている金額の総額、を全監査証明業務とそのうちの外国会社等財務書類の監査証明業務に係るものに区分して、それぞれの記載を求めるものです。 具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載事項として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。
係争事件は、①監査若しくは証明業務の実施過程における行為に関するものであること、かつ、②外国会社等に対する監査若しくは証明業務の提供に関するものに限定すべき。	
この情報の範囲は、外国会社等財務書類の監査証明業務に係る係争事件に限定すべきではないか。	
A. II 6. 刑事罰又は行政罰の有無、及びその内容(過去3年間)	
この情報の範囲は、外国会社等財務書類の監査業務に関して課された処罰に限定すべきではないか。	ご意見等を踏まえて、報告事項を明確化しました。 本項目の概要は、外国監査法人等又は社員等が監査証明業務に関連して過去 3 年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容の記載を求めるものです。 具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載事項として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。
A. III 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果	
提出を求められる情報は、行政機関の検査の日付及び公表された検査報告書に限定すべき。非公開検査報告書については、報告書を作成した行政機関との間で、直接取極めが交わされるべき。	本項目は、情報の重複等を考慮して、行政機関等の改善指示事項や外国監査法人等の改善計画等に限定して提出を求めることとしました。 なお、「行政機関」とは「外国監査法人等の主たる事務所の所在する国において監査証明業務を行う者を所管する行政機関その他これに準ずるもの」を意味します。
検査報告書の機密と考えられる部分、及び法律により公開の免除されている部分は求めるべきではないと考える。	
検査報告書のうち一般に入手可能な部分のみの提出を求めることを、検査指針で明確にさせていただきたい。	
B. I 1. 監査人等の概況	
外国会社等財務書類の監査業務のコンカリング・レビューアーについての情報を求めようとしているのか。	貴見のとおりです。 なお、具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載事項として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。

B. I 2. 監査の実施状況等	
(2)から(5)の事項は、非常に慎重を期すべきものであり、これらの要約を監査業務ごとに作成することは、それによって審査会が得る利便と比較した場合、不当に重い負荷である。監査調書全体を検査し、監査業務の担当者との議論を実施しなければ、誤解のもととなろう。外国監査法人等の直面する訴訟リスクを増大させることにもなる。(6)で求めている情報は監査報告書を読めば分かることである。	当該(2)から(6)の情報については、定期的な報告徴収の段階では求めないこととしました。
少なくとも項目(2)から(5)の情報に関するものについては、監査調書全体へのアクセスを提供することによっても情報要求を満たすことができること、及び、監査調書の一部を分離して提出することは要しないことを明確にしていきたい。	
B. II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報	
監査マニュアルと方針は、多くの場合、外国監査法人等の電子的な監査調書システムの様式に組み込まれていて、それぞれ内容に応じた個別具体的な業務指示書の形をとっている。したがって、本のようにそれだけで読むことのできる書類としての監査マニュアルというものを提出することはできないだろう。	品質管理のシステムに関連する規程や監査マニュアルについては、その必要性や外国監査法人等の事務負担等に十分考慮して報告を求めることとしています。 なお、監査マニュアルについては、当面、監査業務のマニュアルの整備が、どのようになっているか、当該マニュアルの対象となる業務の範囲、及び最終更新日等の記載を求めることとしました。 具体的な内容は、報告徴収の際に送付する報告フォーム及び記載事項として示すことを予定しておりますので、そちらを参照してください。
ネットワークの実施した品質管理レビュー報告書等を提出する代わりとして、外国監査法人等が審査会の検査スタッフと、本件の情報について議論するための面談の機会をいただけるようお願いしたい。	品質管理レビュー報告書等を含め提出を求めた情報については、審査会として必要と考える場合や外国監査法人等が説明を希望する場合には、外国監査法人等との間でその内容を確認することも必要と考えています。

(注) 本表は意見募集を行った「基本指針案」における項目の順に整理されています。